

特集 損保協会 ～100年のあゆみ～

損害保険に係る

主な法律の動向① 保険業法

【第4回】

本特集では、日本損害保険協会が創立100周年にあたり刊行した「日本損害保険協会百年史」をもとに、同協会の歩みを紹介している。第4回の今回は、損害保険に係る主な法律のうち、規制緩和・自由化以降の保険業法の改正について簡単に振り返る。

保険業法の目的

保険業法は、「保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的」として制定されたもので、保険監督法体系の中核をなすものである。

1996年改正  
—56年ぶりの大改正

(1) 改正の経緯  
1996年4月1日に施行された改正保険業法は、1940年の全面改正以来の大改正であった。当時、保険会社の資金量の急激な増大により、保険会社の金融機関との関係が強化され、銀行と証券会社の業務自由化を図る金融制度改革が先行していた。保険業界がこの制度改革に乗り遅れるおそれがあったこと、また、保険業界固有の事情として、厳格な生損保兼営禁止が業界発展の阻害要因となり得ると認識されたこと等の背景があり、保険業界を取り巻く経済・社会環境の変化に対応することを目的とした改正であった。

(2) 改正の概要

ア. 規制緩和・自由化  
第三分野の保険における生損保の保険会社本体による引き受けや、子会社方式による相互乗り入れが可能となった他、保険商品・料率の届出制の導入、保険仲立人(ブローカー)制度の導入、募集規制の見直しが行われた。

1998年3月改正  
—保険持株会社制度の導入

いわゆる純粋持株会社の設立を解禁した独占禁止法の改正を受け、保険業法が改正(1998年3月11日施行)され、保険会社を子会社とする保険持株会社の設立が解禁された。

1998年12月改正  
—金融システム改革の二環としての改正

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(1998年12月1日施行)は、金融システム改革を一体的に進めるため、関係法律24本を一括して改正したものであり、保険業法も改正の対象に含まれた。同改正により、保険契約者保護機構の創設、早期是正措置制度の導入、保険会社子会社の業務範囲の明確化と金融業態間の相互参入、保険会社等



損保協会作成の記念ロゴ

による株式の取得等の制限、業務範囲の拡大、第三分野の激変緩和措置、トレーディング勸定の時価評価の適用が行われた。

2001年改正  
—銀行等による保険販売の解禁

銀行等による保険販売については、適正な販売を確保し、保険契約者の保護を図るため、保険業法上の規制が適用されるべきとの考えのもと、保険業法第275条(保険募集の制限)が改正され、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない一定の場合に、銀行等による保険募集が可能となった。その後、保険業法施行規則の改正を経て、銀行等による保険販売が解禁された(2001年4月1日)。

2003年8月改正  
—契約条件の変更手続の整備

生命保険会社の経営上の問題となっていたいわゆる逆さや(実際に資金を運用したことによる利回り)が、予定利率を下回ることを改善するため、保険会社・保険契約者間の自治的な手続きにより契約条件の変更を可能とする手続きを整備した改正保険業法が施行された(2003年8月24日)。

2012年改正  
—子会社に関する業務範囲規制の見直し等

わが国の保険会社の海外市場への進出の増加とともに、国内保険会社の再編・統合の動きが進展したこと、また、東日本大震災の影響や世界的な金融資本市場の混乱が続いていた状況等を踏まえ、経営基盤の強化および経営効率の向上を図るための改正が行われた。損害保険に関するものとしては、外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の特例(2012年7月20日施行)、保険契約の移転に関する規制の見直し(2012年7月20日施行)、保険募集の再委託制度の導入(2013年3月26日施行)が挙げられる。

2006年改正  
—保険契約者保護制度の見直し、少額短期保険制度の導入

保険契約者保護機構の創設(1998年12月1日)以降の生損保会社の実際の破綻事例を踏まえ、保険契約者保護制度の見直しや、根拠法のない共済に対する規制として少額短期保険制度の導入を行う改正保険業法が施行された(2006年4月1日)。

2016年改正  
—保険募集の基本的ルール創設等

(1) 改正の概要  
規制緩和・自由化の進展に伴い、保険募集の現

中間業務報告書の作成・提出の義務づけ、保険会社の業務範囲の見直し、保険募集人等の登録手続の簡素化等の措置を講じた改正保険業法が施行された(2003年6月8日)。

金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)の創設により、改正保険業法において、損害保険、生命保険、少額短期保険および保険仲立人の指定紛争解決機関に関する規定が整備された。

これに基づき、損害保険協会は、そんぽADRセンターを設置した(2010年10月1日)。

また、保険募集の基本的ルールとなる、情報提供義務および意向把握・意向確認義務の果たし方に係る留意点を策定した(2016年1月)。

その他  
—2014年改正

2014年5月23日に成立し、同月30日に公布された保険業法等の一部を改正する法律では、前述の2016年5月29日施行のもの以外に、保険仲立人の規制緩和(2014年8月29日施行)、保険会社の海外展開に係る規制緩和(2014年11月28日施行)、運用報告書の電磁的な提供方法の多様化(2014年11月28日施行)、共同保険における保険契約の移転に係る通知の特例(2014年11月28日施行)、保険会社の保有する子会社範囲の拡大(2014年11月28日施行)、保険会社子会社ベンチャーキャピタルによるベンチャー企業への投資促進(2014年11月28日施行)の改正が行われた。

保険業法の改正年表

Table with 2 columns: 施行日 (Implementation Date) and 概要 (Summary). It lists various amendments to the Insurance Business Act from 1996 to 2016, such as the 1996 major amendment, the 1998 introduction of insurance company shareholding systems, and the 2016 basic rules for insurance recruitment.

保険会社の経営の自主性を尊重して競争の範囲を拡大する一方で、大蔵大臣が、保険取引の公正性の面で問題がないかをチェックすることに主眼を置いた規制が制定された。具体的には、保険会社の事業年度ごとの業務・財産の状況説明資料を公衆に開示するディスク

確保  
ウ. 公正な事業運営の確保  
保険会社の経営の自主性を尊重して競争の範囲を拡大する一方で、大蔵大臣が、保険取引の公正性の面で問題がないかをチェックすることに主眼を置いた規制が制定された。具体的には、保険会社の事業年度ごとの業務・財産の状況説明資料を公衆に開示するディスク

による株式の取得等の制限、業務範囲の拡大、第三分野の激変緩和措置、トレーディング勸定の時価評価の適用が行われた。

生命保険会社の経営上の問題となっていたいわゆる逆さや(実際に資金を運用したことによる利回り)が、予定利率を下回ることを改善するため、保険会社・保険契約者間の自治的な手続きにより契約条件の変更を可能とする手続きを整備した改正保険業法が施行された(2003年8月24日)。

わが国の保険会社の海外市場への進出の増加とともに、国内保険会社の再編・統合の動きが進展したこと、また、東日本大震災の影響や世界的な金融資本市場の混乱が続いていた状況等を踏まえ、経営基盤の強化および経営効率の向上を図るための改正が行われた。

これに基づき、損害保険協会は、そんぽADRセンターを設置した(2010年10月1日)。

また、保険募集の基本的ルールとなる、情報提供義務および意向把握・意向確認義務の果たし方に係る留意点を策定した(2016年1月)。

【文責】日本損害保険協会